

令和 7 年度入札契約制度改正等について

令和 7 年度より、入札契約制度改正及び建設工事の検査について次のとおり改正しますので、ご注意ください。

1 入札契約制度改正による変更点

(1) 建設工事又は建設工事に係る業務委託（設計業務、建設コンサルタント業務等）の契約保証及び前払金（中間前払金を含む。）保証の保証証書について、電子保証証書での提出を可とします。

- ① 保証会社へ契約締結又は前払金の保証の申し込みを行う。
- ② 保証会社から認証キーを取得する。
- ③ 取得した認証キーを各課へ電子メールを送信する。
- ④ 各課が保証証書（電子）を確認する。

※令和 7 年 4 月 1 日以降の契約締結案件から適用となります。

(2) 設計業務（建築設計、設備設計）における最低制限価格制度の適用について

これまで、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務に適用していましたが、最低制限価格制度を設計業務（建築設計、設備設計）についても導入をします。

※令和 7 年 4 月 1 日以降の公告・指名通知案件から適用となります。

2 建設工事の検査に係る変更点

(1) 豊川市工事書類の簡素化について

国土交通省による「土木工事電子書類スリム化ガイド」により、受注者が作成し提出及び提示する工事関係書類について見直し図りました。

※令和 7 年 4 月 1 日以降の案件から適用となります。

(2) 豊川市工事成績評定について

公共工事の品質を確保するために、一定の評定点を受けた受注者に対して注意点を通知します。また、同一年度内に 2 回目以降も同評価となる場合は改善計画書を提出していただきます。

① 評定点が65点以上70点未満の評価を受けた受注者。

※令和7年4月1日以降の案件から適用となります。

(3) 豊川市情報共有試行運用について

受注者の工事書類作成の時間を短縮し、また、生産性の向上を図るために、インターネット上のシステムを利用するものです。

※令和7年4月1日以降の案件から適用となります。

(4) 豊川市建設現場の遠隔臨場に関する試行について

工事の建設現場における施工状況の確認作業に、ICT（映像及び音声の配信・記録）を用いることを可とします。

※令和7年4月1日以降の案件から適用となります。

(5) 建築系工事における豊川市週休2日モデル促進工事試行について

通期の週休2日を設定し、労務費を補正する係数を変更します。

※令和7年4月1日以降の案件から適用となります。